

書類の記入・準備を始める前に、必ずお読みください！！

「世帯全員の住民票」の取得と、各届出書類の「住所」欄等の記入について

- ◎ 「世帯全員の住民票」の住所、各届出書類に記入する「住所」は、すべて、採用時点で住んでいる住所です。
そのため、採用時点までに転居予定のある方は、転居後の住所が記載された住民票を取得し、各届出書類にも転居後の住所を記入する必要があります。
 - ◎ 通勤届に記入する通勤経路も、採用時点での住所を始点として記入してください。
 - ◎ 手当書類や共済組合への申請書における住所も、採用時点での住所を記入してください。
- ※転居前の住所等採用時点で住んでいない住所が記載された住民票を取得し、書類を記入しても、すべて無効となり、やり直しとなります。**

下記フローチャートで、ご自身がどのパターンに該当するのをご確認ください。
少しでもご不明な点がございましたら、配属病院の採用担当者へお問い合わせください。

